最終更新日:2016年4月8日
ダイナパック株式会社
取締役社長　杉山　喜久雄
問合せ先:052-971-2651
証券コード:3947
http://www.dynapac-gr.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社はコーポレート・ガバナンスについては、現行の取締役、監査役制度を一層強化し、公正かつ透明性の高い経営を行うための体制を構築いたしております。会社の経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況は、以下のとおりであります。
(1)当社の取締役会は、社外取締役1名を含む9名で構成し、原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項および経営に関する重要事項を決定し、業務運営の効率化を図っております。
(2)当社は、監査役制度を採用しております。社外監査役は、監査役4名中2名であります。監査役は、取締役会、常務会などの重要な会議に出席し、意見を述べる他、取締役の職務の執行ならびに当社およびグループ会社の業務や財務状況を監査しております。また、内部統制監査室(3名)は、コンプライアンス、リスク管理、内部統制システム等の監査を実施し、評価と提言を行っております。
(3)当社は、弁護士事務所および税理士事務所と顧問契約を締結し、経営や業務におけるアドバイスを受けております。
(4)内部統制監査室、監査役会および会計監査人は相互の監査結果に関し意見交換をすることにより連携を図っております。
(5)当社の会計監査業務を執行した公認会計士は服部則夫および鈴木晴久の2名であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他14名であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
カゴメ株式会社	6,535,000	12.66
ダイナパック取引先持株会	3,971,901	7.69
日本マスタートラスト信託銀行	3,083,000	5.97
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,568,859	3.03
伊藤忠紙パルプ株式会社	1,447,150	2.80
丸紅紙パルプ販売株式会社	1,388,902	2.69
レンゴー株式会社	1,376,393	2.66
王子マテリア株式会社	1,361,552	2.63
第一生命保険株式会社	1,344,830	2.60
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,050,114	2.03

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	12 月
業種	パルプ・紙
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西　秀訓	他の会社の出身者							○	○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西　秀訓		カゴメ株式会社　取締役会長	経営者としての豊富なキャリアと高い見識を当社の経営に反映させるため

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人および内部統制監査室は定期的または随時意見を交換することによって連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
蟹江睦久	他の会社の出身者									△	△			
加納敏孝	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
蟹江睦久		カゴメ株式会社　取締役(監査等委員会委員)	豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を当社の監査体制強化に反映していただくため
加納敏孝	○	加納会計事務所　所長 株式会社アトム　社外監査役 有限会社真栄ビジネス　代表取締役	税務・会計の専門家としての指摘を仰ぐ。また、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として的確であると判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役または執行役員に対し、原則として退任日以降に権利行使を可能とする新株予約権方式による株式報酬型ストック・オプション制度であり、年俸の10%から20%の範囲で付与している。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

社内取締役または執行役員を対象としている

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役9名に207，360千円(うち社外取締役1名に1，233千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は平成16年9月30日開催の臨時株主総会において取締役に対する報酬限度額を年額240百万円と決議し、同総会において役員退職慰労
金制度の廃止を決議しております。取締役の報酬は、取締役の報酬に関する社会的動向、役職、当社の業績およびその業績への貢献度等を総合的に勘案し、取締役会で決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対する情報伝達は経営企画室が行い、社外監査役に対する情報伝達は経営企画室および常勤監査役が行う。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、企業活動全般について適正性を判断するうえでの知識を有するものおよび会計・税務に知識を有するものを監査役に選任するとともに経営陣より独立した立場の社外監査役2名を選任し監査役会を設置しております。社外監査役2名を含む監査役4名体制が経営を監督する機能として有効であると判断し、監査役設置会社としております。
　取締役は、経営の透明性の向上・経営の監督機能の強化を図るため任期を1年としており、経営陣から独立した立場の社外取締役を選任しております。取締役会は取締役9名(うち社外取締役1名）で構成されており、原則として月1回開催されており、重要な事項の決定と業務執行状況の監督を行っております。
　業務執行につきましては、業務執行体制をさらに強化し、より機動的にかつ効率的な業務運営を行うため執行役員制度を導入し、事業所長会議
を原則3ヶ月に1回開催しており、業務に係る執行状況の報告を行っております。
　監督・監査につきましては、社外取締役は経営から独立した立場で取締役会に出席し、経営の監督に当たっており、監査役4名（うち社外監査役
は2名）は取締役会に出席し、取締役の職務執行を監査するとともに、必要に応じて事業所長会議にも出席しております。
　また、内部統制監査室および監査役が当社グループの業務について内部監査を実施しております。会計監査につきましては、会社法および金融商品取引法の監査として、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定機能と、取締役による業務執行を管理監督する機能を取締役会が持つことにより、経営効率の向上と的確かつ戦略的な
経営判断が可能な経営体制をとっております。取締役会には幅広い見識を有する社外取締役を加えることにより、業務執行の監督機能の一層の強化を図っております。さらに取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、監査役4名中2名を社外監査役としております。2名の社外監査役はそれぞれ幅広い見識と専門性を有し、その見地から的確な経営監視を実行しております。これらの体制により、監査役設置会社として十分なコーポレート・ガバナンスを構築しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室(経営企画室長)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001の全社マルチサイト方式にて取得

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（1）取締役・使用人が法令および定款を遵守し実践するために行動指針の一つである「コンプライアンス」体制を浸透させるためのコンプライアンス・ガイドブックを取締役を含む全従業員に配布し、研修等によりコンプライアンス・マインドの定着と高揚を図っております。
（2）法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見し、是正するためのグループ各社に使用人等を対象とした「公益通報者（社内通報）規程」に従い、運営しております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
（1）取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）を、法令および社内規程に基づき保管しております。
（2）社内情報の管理については「情報管理規程」および「個人情報保護規程」に従い、情報のセキュリティ体制を整備しております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）事業活動におけるリスク管理を経営の最重要課題と認識し、「リスク管理基本規程」に定めた体制作りおよび本社における包括的・効率的リス
クマネジメントの充実を図っております。
（2）防災体制を含む分類されたリスクの特定、評価、制御による管理を実施し、これらの状況を定期的に検証し、リスク管理の実効性を確保しております。
（3）リスク管理部門として、経営企画室が主管となりリスクマネジメント委員会が関係部門と連携し、これに当たり、損失の危険のある重大な業務執行行為を発見したときは、取締役会、監査役会に通報する体制を構築しております。
4. 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保する為の体制
（1）取締役会は、取締役会規定に従い、適切な運営を確保し、原則月１回、その他必要に応じて随時開催し、適切な職務執行を実施し、意思疎通
を図るとともに、相互の業務執行を監督しております。
（2）さらに、執行役員制度により、経営責任の明確化並びに意思決定と業務遂行のスピードアップを図り事業所長会議を原則3ヶ月に1回開催し、経営課題の審議と諸施策の遂行に努めております。
5. 当社グループ各社における業務の適正を確保するための体制
（1）関連会社管理規程を定め、経営企画室が主体となり、子会社の経営上の重要事項を事前承認するとともに原則3ヶ月に1回子会社社長会を開催し、経営管理をおこなっております。
（2）子会社の業務の適正を確認するための内部監査を実施するとともに、コンプライアンス・ガイドブックに基づきその教育・研修を実施しております。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、必要な場合には、経営企画室等の本社各部門の従業員を監査役の補助者に任命することとし、その指揮命令権は専ら監査役に属することとしております。
7. 取締役、使用人等および子会社の取締役、監査役、使用人等が監査役に報告をするための体制
（1）監査役は重要な会議に出席し、代表取締役および業務執行を担当する取締役が行う経営意思決定と業務執行状況を監査役会にて常にチェックできる体制を整えております。
（2）監査役は、監査役への別に定めた報告事項一覧に基づき、取締役および使用人に対して、報告を求める体制を構築しております。
8. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社および当社グループ各社は、当社監査役へ報告を行った役員、従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を役員、従業員に周知徹底しております。
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の監査費用等の処理に関する事項
（1）監査役は、監査の方針、監査の方法、監査の費用の予算等について、監査役がその職務を遂行する上で必要と認めた事項について、監査役会で決議しております。
（2）職務の執行のために生ずる費用について、監査役から費用の前払いの請求があれば、所定の手続きにより対応しております。
（3）監査役は、職務の遂行上において緊急または臨時に支出した費用については、事後、当社に償還を請求することができる体制を整えております。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役と代表取締役社長との定期協議の機会を設け、また、会計監査人および内部統制監査室とそれぞれ定期的に意見交換および情報の交換を行い緊密な連携を取っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方＞
　当社グループでは、法令を誠実に遵守することはもとより企業倫理を十分に認識することなどを「コンプライアンス基本規程」 に明記しており、反社会的勢力に対しては毅然とした対応で一切関係を持たないことを基本的な考え方としております。

＜反社会的勢力排除に向けた取り組みの整備状況＞
　当社グループは、「コンプライアンス基本規程」に基づいて、「コンプライアンスガイドブック」を作成しております。
その中では大きく6項目について行動規範を定めております。また、その内容については当社のホームページに掲載し、広く一般に公表しております。
「コンプライアンスガイドブック」は、取締役を含む当社グループの全社員に配布し、研修等によりコンプライアンス・マインドの定着と高揚を図っております。
　また、当社は従来から、総務部を窓口部署として社内における情報を一元管理し、さらに、企業防衛対策協議会などの外部機関と情報交換を行
い連携強化に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――